

【民事訴訟法】

問題

- 1 証明責任と証明度について説明しなさい。
- 2 Xからの貸金返還請求訴訟（前訴）で敗訴判決を受け、それが確定し、強制執行を受けたYが、その後、「貸金債務が不存在であるにもかかわらず強制執行がなされた」と主張して不当利得返還請求訴訟（後訴）を提起した。
Yの後訴において、前訴の既判力はどのようなにはたらくか。既判力の作用と作用の類型に留意しながら答えなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しをつけて記入しなさい。

【刑事訴訟法】

以下の【事例】を読んで【設問】に答えなさい。なお、答案には特別法を含めて実体法の条文を摘示する必要はない。

【事例】

甲県警察本部薬物対策課へ、Wから「過去に知り合ったX₁という不良外国人から突然、電話があり、『高純度の覚醒剤10kgを入手したので、買い手を探して欲しい』と持ちかけられた。」との確度の高い供述があった。これを受けてX₁の出入りしそうな場所を警察は丹念に探したが、X₁が目立つ容貌であり、本邦在住の外国人社会では長らく知られていた存在であるにもかかわらず、薬物対策課が探し始めてからは、その所在がつかめなかった。他方、X₁は頻繁にWに架電してきたが、いずれも公衆電話を用いた通話であった。このような状況の下、捜査主任のAは、「覚醒剤を高値で買い取る相手が見つかったので、甲県◇市△区○町1丁目1番地所在の乙ホテル309号室で代金と覚醒剤の取引をしたい旨、X₁に返答して欲しい。」と協力を求めた。X₁がWに架電した際、WがAの要請どおりに返答すると、X₁は少しも躊躇することなく承諾し、Wとの取り決めのおおりの時間に、乙ホテル309号室に現れたが、あらかじめ、X₁を被疑者、乙ホテル309号室を捜索場所、差押対象物を覚醒剤・携帯電話等とする捜索差押許可状を得ていたAの指揮でX₁所携の鞆が開披されたところ、密輸品と思われる高純度医療用覚醒剤10kgが発見され、差し押さえられ、覚醒剤営利目的所持の現行犯で逮捕された。

【設問】

- 1 Aの要請に基づきWが乙ホテル309号室を覚醒剤取引場所に指定し、X₁所携の鞆の開披を目的とした捜査方法は適法か。
- 2 上記【事例】とは異なり、覚醒剤事犯の摘発件数が少ないことに悩んでいたAから「どうせ外国人船員は覚醒剤の入手先を知っている筈だから、県警察本部の予算の捜査報奨金により、海外で人気のある車種の中古車を購入し、『高純度の覚醒剤を10kg程度譲ってくれるならば、中古車を対価として提供する用意ができています』と申し向けて、相手方に覚醒剤の譲渡を決意させ、当課の手配するホテルの一室に搬入させろ。」と強い圧力を加えられたWが、頻繁に来日する外国人船員X₂に対してAの指示どおりに働きかけた結果、躊躇し

ていたX₂に覚醒剤譲渡を決意させ、乙ホテル309号室における取引に至ったという事案であった場合、この捜査方法は適法か。

※ 解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2と見出しをつけて記入しなさい。